

消費税率変更に伴う対応について

本書の内容は、業者コードが50000番未満のお取引先が、弊社の指定書式である「外注伝票」「外注工事出来高請求票」でご請求をいただくお取引に適用します。該当しない場合は、別記をご参照ください。

日頃はお世話になり、誠にありがとうございます。
本年10月より消費税率の引上げが実施された場合、弊社からのお支払の消費税分については、以下の通りとなります。ご理解を頂きますよう、よろしく申し上げます。

1. 注文書発行分（「外注工事出来高請求票」によるご請求分）について

注文書ごとに消費税率は固定となります。

消費税率は、注文書の発行日及び工期の終了日により決定します。

注文書発行日が2019年3月31日までのもの…8%
注文書発行日が2019年4月以降のもの
工期（終）が2019年9月30日までのもの…8%
工期（終）が2019年10月以降のもの…10%

注文書ごと100%検収月に、その注文書分の消費税をまとめてお支払処理します。

2. 「外注伝票」によるご請求分について

消費税率は、外注伝票の工事内容欄に記入された施工（の終了）日により決定します。

施工日の記入が無い場合は、請求日により決定します。

（但し、弊社現場担当者が施工日を判断する場合があります。）

適用税率は、上記に準じます。

日管(株)外注伝票				
〇〇年△△月××日				
工事内容欄に施工日の記入がない場合は請求日より決定します。				
施工日：〇月〇日～〇月△日				
工事内容欄の施工（の終了）日により決定します。 2019.9.30まで→8% 2019.10以降→10%				
工事内容（担当者本）	材料	ドレン配管工事		
	↓	材料費 白管40A	25m 810	20,250
	↓	雑材消耗品	1式	2,000
	↓	施工費 配管工事	3人 16,000	48,000
	↓	諸経費	1式	4,800

ご不明点は購買課へご照会ください。